## 札響くらぶ会則の一部変更について

## (1) 改正文

札響くらぶ会則の一部を次のように変更する。

第7条第1項第1号中「年額2,500円(うち、500円は札幌交響楽団支援金に充てる。)」を「年額3,000円(うち、500円は札幌交響楽団支援金に充てる。)」に改める。

附 則(平成27年6月20日総会議決)

この会則は、平成27年6月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

## (2) 新旧対照表

新条文	旧条文
(会費)	(会費)
第7条 会費は、次のとおりとする。	第7条 会費は、次のとおりとする。
(1) マスター会員は、年額3,000円	(1) マスター会員は、 <u>年額2,500円</u>
(うち、500円は札幌交響楽団支	(うち、500円は札幌交響楽団支
<u>援金に充てる。)</u>	<u>援金に充てる。)</u>
(2) ファミリー会員は、1人につき年	(2) ファミリー会員は、1人につき年
額1,000円	額1,00円
2 省略	2 省略
3 省略	3 省略
附 則(平成27年6月20日総	
会議決)	
この会則は、平成27年6月20日か	
ら施行し、平成27年4月1日から適用	
する。	